

(平成23年3月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認熊本地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間、2年4月から3年3月までの期間及び6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から55年3月まで  
② 昭和63年4月から平成元年3月まで  
③ 平成2年4月から3年3月まで  
④ 平成6年4月から8年3月まで

私は、20歳になった昭和54年\*月から57年3月までの期間は、毎月、集金人に国民年金保険料を納付し、滞納したことは無かったと記憶しており、申立期間①が未納とされていることに納得できない。

また、昭和63年4月から平成11年11月までの期間は、毎年、夫とともに国民年金保険料の免除申請を行っていたのに、申立期間②、③及び④が免除となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人が昭和63年4月から平成11年11月までの期間、国民年金保険料の免除申請を一緒に行っていたとする申立人の夫は、申立人の申立期間②、③及び④に係る納付記録が全て免除となっている上、申立人は、平成元年4月から申立期間を除いて11年11月まで長期にわたり申請免除期間があり、申立人の夫も複数回の申請免除期間があるなど、申請免除制度に対する申立人及びその夫の関心は高く、申立人が申立期間②、③及び④について免除申請のはがきを提出しなかったとは考え難い。

また、申立人とその夫は市から毎年送られてきた免除申請のはがきに、夫婦別々に自署して、申立人の夫が近くのポストに投函していたと説明しているところ、市では前年度の免除申請者に対して納入通知書に免除申請のはが

きを同封して送付していたと回答していることから、当時の状況に照らしても、申立内容に不自然さはない。

さらに、市の保管する記録では、平成元年4月から、申立期間を除き11年11月までの間、市への届出日は夫婦同一であり、申立人とその夫が、申立期間②、③及び④について、国民年金保険料の免除申請を一緒に行っていたと考えるのが自然である。

加えて、申立期間当時、申立人とその夫の生活状況は申立期間の前後を通じて特段の変化は無かったとしており、申立期間の申請免除を却下されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間①について、申立人は集金人宅で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時、申立人が居住していた市では、市の窓口以外で国民年金の加入手続を行うことは無かったと回答している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和55年6月20日に払い出されていることが確認できることから、申立期間は過年度納付となり、集金人に保険料を納付できない期間であり、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年3月までの期間、2年4月から3年3月までの期間及び6年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月までの期間並びに同年 7 月及び同年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月から平成 2 年 3 月まで  
② 平成 2 年 7 月及び同年 8 月

昭和 62 年 9 月、A 市から B 市に転入したときに転入手続と一緒に国民健康保険と国民年金の手続を行った。国民年金保険料は、B 市役所の窓口でほとんど年払いしていたので、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間において、国民年金保険料を全て納付しており、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っているとともに、国民年金保険料の納付年月日の記録がある平成 6 年度以降においては、現年度納付あるいは 10 年間にわたって前納している上、全額免除を受けていた平成 19 年 9 月から同年 11 月までの保険料についても追納しているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、昭和 62 年 9 月に B 市に転入したときに転入手続と併せて国民健康保険の加入手続と国民年金の住所変更手続を行い、B 市役所から送付されてきた納付書により、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、B 市においては、転入手続を行った者に対し、国民健康保険及び国民年金の手続を案内していたと説明していること、国民健康保険及び国民年金を同じ課が担当しており、転入届出日と国民健康保険の届出日が一致していること等、申立人の主張と符合する。

さらに、B 市においては、転入者が国民年金の手続を行った場合、年度途中であっても納付書を送付していたと説明しており、申立人は、申立期間に

係る国民年金保険料を納付できる状況にあったと考えられる上、納付場所、納付方法等についての申立人の主張に特に不自然な点は見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 熊本厚生年金 事案 700

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA法人B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和50年4月にA法人C事業所に就職し、同法人経営のB事業所との異動を繰り返しながら現在まで継続して勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

昭和56年3月31日にA法人B事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A法人B事業所からの回答書及び人事記録により、申立人は申立期間に同事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA法人B事業所における昭和55年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失決定通知書における資格喪失日が昭和56年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から9年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から9年10月まで  
私は、平成5年3月頃、夫の扶養から外れたため、国民年金に加入し、保険料は、集金に来ていた区長に納付していた。  
申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に夫の扶養から外れたことを契機に、申立期間の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、A市の国民年金履歴によると、申立人の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更（平成5年3月25日）及び第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更（平成9年11月17日）は、いずれも10年3月23日に届出が行われていることが確認できるとともに、オンライン記録によると、申立人の扶養配偶者非該当日（平成5年3月25日）及び該当日（平成9年11月17日）は、市役所での届出の約1か月後の10年4月20日に記録処理が行われており、申立期間当時は、国民年金第3号被保険者であったことから、申立人に対し、国民年金保険料に係る納付書が送付されたとは考え難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 熊本厚生年金 事案 701

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 10 日から 10 年 9 月 1 日まで

A社での標準報酬月額の記録は、実際の給与額である約 34 万円と相違している。当時の給与支給額等をメモした手帳及び銀行の預金取引明細があるので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の給与額をメモした申立人の手帳及び給与振込額が記載されたB銀行の預金取引明細照会により、申立人の申立期間の給与がオンライン記録の標準報酬月額より高かったことが推認できる。

しかしながら、申立期間に係るC市の住民税課税明細書に記載された社会保険料額は、オンライン記録に基づく厚生年金保険料と健康保険料を合わせた額とほぼ同じであることから、申立人の給与からはオンライン記録に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

また、当時の複数の同僚は、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除の状況を承知しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額に係る証言は得られない。

さらに、A社の当時の事業主は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かは不明であると回答している上、資料を保管しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除額を確認できる証言や関連資料等を得ることができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 熊本厚生年金 事案 702 (事案 112、649 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月10日から55年12月5日まで

私は、申立期間についてA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間が確認できなかった。申立期間について勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

なお、私はA社で作業員と現場監督を兼務していたことを主張し、再々度申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の関連資料が無い、ii) 申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠落が無い上、申立人は申立期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している、iii) 申立事業所は、「出張所に勤務していた社員のうち、現場監督者や運転手ではない社員は、厚生年金保険には加入していなかった。」と証言している、iv) 申立事業所が加入していたB健康保険組合における申立人の加入記録は無い、v) 申立人が提出した「職長教育に係る受講証」には、厚生年金保険料の控除を確認することができる記載は見当たらない、として既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付け及び22年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

新たに、申立人は、前述iii)の証言に対して、「私だけが職長教育を受講しており、私が現場監督者であった。」と主張しているが、A社及び同社の同僚1人は、職長教育の受講対象者について、「ほかの会社に勤務することになったとき、本人のためになると考え、正社員、臨時労働者を問わず受講

させていた。」と証言している上、当該同僚は、「当時、私も職長教育を受講していた。」と証言している。

また、A社は、申立人は現場監督者ではなかったと証言している上、同社が挙げた現場監督者は、「申立人は現場監督者ではなく、私が現場監督者として、申立人を含め他の作業員を指導していた。」と証言している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。